平成 12 年 3 月 28 日 条例第 15 号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、本市に、富田 林市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員で組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市議会議員
- 2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 市の住民
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第3条審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の2分の1以上が出席 しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
 - (執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 執行機関の附属機関に関する条例(昭和38年条例第19号)の一部を次のように改正する。